

離婚後の親子の面会交流に関する法整備等を求める意見書

我が国では、離婚に際し、民法第 819 条により、子供の親権を父母のどちらか一方に定める単独親権制度をとっています。また、民法第 766 条には、養育していない親と子供との面会交流についての規定がなく、お互い自由に交流することが法的に保障されていないため、裁判所の調停を経て面会交流の取り決めを行った後も、子供との交流は養育している親の意向に左右されているのが実情です。

こうした実態は、離婚時における子供の奪い合い紛争を激化させる主要な原因にもなっており、多様な親子や家庭のあり方が模索される中、子供の最善の利益を考え、その視点に立った改善が求められています。

そこで、離婚しても豊かな親子の交流を可能とするため、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 離婚後も双方の親の子供に対する権利義務は平等であるとの視点から、民法第 819 条を改正し、双方の養育の権利と責任を明確にする離婚後の「共同親権制度」を導入すること。
- 2 DV や虐待等の事情も考慮した上で、離婚後も、双方の親が子供の養育にかかわることができるように、実効性のある法整備を行うこと。
- 3 専門家の支援が得られる安全な面会場所の確保、離婚後の親子関係についての教育プログラムの提供、子供の年齢に応じた面接交渉のガイドラインの整備など、離婚後の親子の面会交流に関する公的支援体制を確立すること。

以上地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 21 年 12 月 14 日

名取市議会議長 佐藤 賢 祐

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

法務大臣 殿

厚生労働大臣 殿